

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]										
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約 第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第15条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づき一般契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章の2～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ビジネス端末レスキュー</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表3～7 (略)</p> <p>附 則 (令和2年11月24日経企第2009号)</p>	種	類	(略)		ビジネス端末レスキュー		<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約 第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第15条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき一般契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章の2～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表3～7 (略)</p>	種	類	(略)	
種	類										
(略)											
ビジネス端末レスキュー											
種	類										
(略)											

この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

附 則（令和2年11月27日経企第2055号）  
この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]										
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約 第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第14条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づき一般契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等 1 付加機能 (1) X i 契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビジネス端末レスキュー</td> </tr> </table> <p>(2) X i ユビキタス契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビジネス端末レスキュー</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	種 類	(略)	ビジネス端末レスキュー	種 類	(略)	ビジネス端末レスキュー	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約 第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第14条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき一般契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等 1 付加機能 (1) X i 契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) X i ユビキタス契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	種 類	(略)	種 類	(略)
種 類											
(略)											
ビジネス端末レスキュー											
種 類											
(略)											
ビジネス端末レスキュー											
種 類											
(略)											
種 類											
(略)											

別表 3～7 (略)

附 則 (令和 2 年 11 月 24 日経企第 2009 号)  
この改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

附 則 (令和 2 年 11 月 27 日経企第 2055 号)  
この改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

別表 3～7 (略)

5 G 契 約 、 X i 契 約 及 び F O M A 契 約 に 関 す る 取 扱 い

[ 改 正 ]

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5Gサービス、Xiサービス及びFOMAサービスにかかる契約に適用します。

第1条（用語の定義）

1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5Gサービス契約約款」、「Xiサービス契約約款」又は「FOMAサービス契約約款」の定めるところによります。
  - (1)（略）
  - (2) 「5G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する5G契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、Xi契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、Xiユビキタス契約、FOMA契約、FOMAユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。
  - (3)～(4)（略）

第2条（電波環境を理由とした確認措置に関する取扱い）

1～5（略）

第3条（説明義務及び書面交付義務を理由とした確認措置に関する取扱い）

1～4（略）

第4条（初期契約解除に関する取扱い）

1. 前2条の規定にかかわらず、契約者は、当社が別に定める方法により5G契約又はXi契約を締結する申込みを行い、その承諾を受けた場合であって、当該5G契約又はXi契約を締結したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内である場合に限り、本書に基づく5G契約又はXi契約の解除の申出を行うことが出来ます。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、当社が別に定める方法により5G契約又はXi契約に係る料金プランを変更する申込みを行い、その承諾を受けた場合であって、その料金プランを変更したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内である場合に限り、本書に基づく5G契約又はXi契約の変更契約の申出を行うことが出来ます。

第5条（契約の解除に伴う5G契約等に係る利用料金の計算方法等）

- 1（略）
2. 当社は、契約解除にあたり5G契約等に係る利用料金について次のとおり取り扱います。
  - (1) 確認措置に基づく5G契約等の解除に係るもの

契約事務手数料又はワンナンバー登録情報作成手数料	支払を要しません
基本使用料等	契約日数に応じて日割り計算します
通信料	契約約款等に定めるところにより料金額を計算しますが、ただし、当社が別に定める定額の通信料は契約日数に応じて日割り計算します
定期契約に係る解約金	支払を要しません
その他の料金	上記以外の料金その他の債務に関する取扱いは、当社又は関係する事業者等の契約約款等に定めるところによります

(2) 初期契約解除に基づく5G契約又はXi契約の解除に係るもの

[ 現 行 ]

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5Gサービス、Xiサービス及びFOMAサービスにかかる契約に適用します。

第1条（用語の定義）

1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5Gサービス契約約款」、「Xiサービス契約約款」又は「FOMAサービス契約約款」の定めるところによります。
  - (1)（略）
  - (2) 「5G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する5G契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。）、Xi契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。）、Xiユビキタス契約、FOMA契約、FOMAユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。
  - (3)～(4)（略）

第2条（電波環境に関する取扱い）

1～5（略）

第3条（説明義務及び書面交付義務に関する取扱い）

1～4（略）

第4条（契約の解除に伴う5G契約等に係る利用料金の計算方法等）

- 1（略）
2. 当社は、契約解除にあたり5G契約等に係る利用料金について次のとおり取り扱います。

契約事務手数料又はワンナンバー登録情報作成手数料	支払を要しません
基本使用料等	契約日数に応じて日割り計算します
通信料	契約約款等に定めるところにより料金額を計算しますが、ただし、当社が別に定める定額の通信料は契約日数に応じて日割り計算します
定期契約に係る解約金	支払を要しません
その他の料金	上記以外の料金その他の債務に関する取扱いは、当社又は関係する事業者等の契約約款等に定めるところによります

基本使用料等	契約日数に応じて日割り計算します
通信料	契約約款等に定めるところにより料金額を計算します ただし、当社が別に定める定額の通信料は契約日数に応じて日割り計算します
定期契約に係る解約金	支払を要しません
その他の料金	上記以外の料金その他の債務に関する取扱いは、当社又は関係する事業者等の契約約款等に定めるところによります

3. 当社は、本書に基づく5 G 契約等の変更契約があったときは、その申出があった日に当該料金プラン等へ変更するものとし、その変更が行われるまでの間の料金プラン等に関する料金の取り扱いについては、契約約款等の定めによります。
4. 当社は、本書に基づき料金返還が生じたときは、5 G 契約等にかかる契約約款等に基づき契約者が当社に支払うべき額に充当し、残額を返還します。

第6条（携帯電話販売契約の解除）

1. 契約者は、第2条（電波環境を理由とした確認措置に関する取扱い）又は第3条（説明義務及び書面交付義務を理由とした確認措置に関する取扱い）に基づき5 G 契約等を解除したときは、その5 G 契約等の締結を行った携帯電話販売店において、その5 G 契約等と同時に締結した携帯電話機の売買契約の解除及び当社との間で締結したその売買契約にかかる個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約を解除することができます。

2～4 （略）

第7条（その他）

- 1 （略）
2. 当社は、本書に定める確認措置 又は初期契約解除 の取り扱いを廃止、変更する場合があります。
- 3 （略）

以上

平成 28 年 5 月 21 日 制定  
平成 29 年 12 月 1 日 改定  
令和 2 年 3 月 25 日 改定  
令和 2 年 12 月 1 日 最終改定

3. 当社は、本書に基づく5 G 契約等の変更契約があったときは、その申出があった日に当該料金プラン等へ変更するものとし、その変更が行われるまでの間の料金プラン等に関する料金の取り扱いについては、契約約款の定めによります。
4. 当社は、本書に基づき料金返還が生じたときは、5 G 契約等にかかる契約約款に基づき契約者が当社に支払うべき額に充当し、残額を返還します。

第5条（携帯電話販売契約の解除）

1. 契約者は、本書に基づき5 G 契約等を解除したときは、その5 G 契約等の締結を行った携帯電話販売店において、その5 G 契約等と同時に締結した携帯電話機の売買契約の解除及び当社との間で締結したその売買契約にかかる個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約を解除することができます。

2～4 （略）

第6条（その他）

- 1 （略）
2. 当社は、本書に定める確認措置の取り扱いを廃止、変更する場合があります。
- 3 （略）

以上

平成 28 年 5 月 21 日 制定  
平成 29 年 12 月 1 日 改定  
令和 2 年 3 月 25 日 最終改定